

を図る事後チェック機能を働かせるため、厚生労働省に少人数の検討会（~~以下「広告規制等検討会」という。~~）を設置する。

（３）その他医療機関に関する情報提供の推進策

○ 医療機関による自主的・自立的な取組により、インターネットを含む広報により提供される医療情報の信頼性を確保するという基本的な考え方に基づき、厚生労働省の一定の関与の下でガイドラインを作成し、その普及を図る。

~~【ガイドライン作成】~~

○ 学会等からの意見の聴取等、標榜診療科の追加等に関する手続きを進める。

~~【医療法に基づく政令】~~

○ 医療機関の名称に係る制限を緩和するとともに、院内掲示を義務づける事項を見直す。いずれも、具体的な取扱いが広告規制等検討会で検討する。~~【運用通知・医療法に基づく省令】~~

○ 独立行政法人福祉医療機構のWAM-NETをはじめ、健康保険組合連合会等の公的な団体において、医療機関情報の集積と公表が行われているが、今後ともこうした取組の推進に期待するとともに、各医療機関による財団法人日本医療機能評価機構の医療機能評価の受審の促進とその結果のインターネットでの公表を進め、患者・国民の選択を支援することが必要である。

（４）診療情報の提供の推進と患者の選択の尊重

○ 医療機関の管理者に対し、患者及びその家族からの相談等に適切に対応するを受け付ける機能や体制整備についての努力義務規定を、医療法に新設する。~~【医療法】~~

○ 医療機関の管理者に対し、入院時の入院診療計画の策定及び患者への交付・説明を義務づける化するとともに、退院時ににおける、退院後の保健医療サービス・福祉サービス等に関する計画の策定及び退院患者への交付・説明についての努力義務規定を、医療法に新設する。~~【医療法】~~

○ 特定機能病院及び地域医療支援病院以外の病院についても、その備えるべき診療の諸記録に、看護記録を追加する。~~【医療法に基づく省令】~~

○ 適切な診療情報の提供がなされるよう、「診療情報の提供等に関する指針」（平成15年9月）、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（平成16年12月）の周知徹底と定着を図る